

工事請負契約書



注文者 「甲」という) と
請負者 株式会社 シ モ セ (以下「乙」という) とは
この契約書により工事請負契約を締結する。

1 工事名

2 工事場所

3 工事内容

4 工期 着手 令和 年 月 日

完成 令和 年 月 日

5 請負代金額 ¥

うち工事価格 (取引に係る消費税を除く額) ¥

取引に係る消費税の額 ¥1

6 支払方法 甲は請負代金を次のように乙に支払い、連帯保証人は、乙に対する甲の支払い義務を連帯保証する。

契約時 金

中間金 金

中間金 金

完成引渡しの時 金

7 検査及び渡し時期 完成の日から 3 日以内

この契約の証として本書を2通作成し、当事者が記名押印のうえ各1通保有する。

令和 年 月 日

甲 (注文者)

住所

氏名

印

生年月日 年 月 日

勤務先

勤続年数

(連帯保証人)

住所

電話

氏名

生年月日 年 月 日

勤務先

勤続年数

乙 (請負者)

住所 大分県豊後高田市大字玉津1611番地

株式会社 シ モ セ

氏名 代表取締役 下 瀬 隆 行

印

管理者 (以下「丙」という) として責を負うためここに記名押印する。(管理者を置く場合に限り記載する。)

丙 (管理者) 氏名 一級建築士

第1条 (第三者の損害)

- ① 施工のため、第三者の生命、身体に災害を及ぼし、財産などに損害を与えたとき又は第三者との間に紛議を生じたとき、乙はその処理解決に当たる。ただし、甲の責に帰する事由によるときはこの限りではない。
- ② 前項に要した費用は乙の負担として工期は延長しない。ただし、甲の責に帰する事由によって生じたときは、その費用は甲の負担とし、必要によって乙は工期の延長を求めることができる。

第2条 (危険負担)

- ① 天災地変、風水火災、その他甲乙いずれにもその責を帰することのできない事由などの不可抗力によって、工事の既済部分又は工事現場に搬入した工事材料について損害を生じたとき、その損害は乙の負担とする。

第3条 (完成、検査、引渡)

- ① 乙は工事が完成したとき、丙(丙をおかない場合は甲。以下同じ)に検査を求め、丙は遅滞なくこれに応じて、乙の立会のもとに検査を行う。尚、内外装工事、店舗改装工事に際しての意匠・デザイン性等、事由に関しては検査対象外とする。
- ② 検査に合格したとき甲は検査済証を乙に渡す。乙は引渡期日までに契約の目的物を甲に引渡し、同時に甲は乙に受領書を渡す。
- ③ 検査に合格しないときは、乙は工期の延長を甲との協議の上、丙の指定する期間内にこれを補修又は改造して丙の検査を受ける。
- ④ 完成引渡までに乙は丙の指示に従って仮設物の取り払いその他跡片付けなどの処置を行う。

第4条 (請求、支払)

- ① 契約書の定めるところにより乙が部分払の支払いを求めるときは、甲の承認を得て、請求書を支払日5日前に甲に提出する。
- ② 工事完成後、検査に合格したとき、乙は甲に請負代金の支払いを求め、甲は契約の目的物の引渡を受けると同時に、乙に請負代金の支払いを完了する。

第5条 (工事の変更)

- ① 甲は乙の了解を得て工事を追加もしくは変更し、又は工事を一時中止することができる。
- ② 前項のとき請負代金額又は工期を変更する必要があるときは甲、乙協議して定める。

第6条 (工期の変更)

- 不可抗力によるか、又は変更が生じた時は、乙は速やかにその事由を甲に示して、工期の延長を求めることができる。このとき工期の延長日数は甲、乙、丙協議して定める。

第7条 (請負代金の変更)

1. 次の各号の一にあたる時、当事者は請負代金の変更を求めることができる。
 - ① 工期内に予期することのできない法令の制定・改廃、経済事情の激変などによって、請負代金が明らかに不適当であると認められるとき。
 - ② 工期が長期(期間は当事者協議して定める)にわたる契約で、法令の制定・改廃、物価・賃金などの変動によって、この契約を結んだときから1年を経過したのちの工事部分に対する請負代金相当額が不適当であると認められるとき。
 - ③ 一時中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合、請負代金が明らかに不適当と認められるとき。
 - ④ 水道、電気、ガスに関する事業主体の直轄工事に関して、これらの事業費の増減があり、請負代金が明らかに不適当であると認められるとき。
2. 請負代金を変更するときは、工事の減少部分については工事費内訳明細書により、増加部分については時価によって甲乙協議の上、その金額を定める。

第8条 (履行遅滞、違約金)

- ① 乙が契約の期間内に、工事の完成引渡しができないで遅滞にあるとき、甲は契約書の定めるところにより、遅滞日数一日について請負代金の千分の一以内の違約金を請求することができる。
- ② 引渡期日に請負代金の支払を求めても甲がその支払を遅滞しているとき、乙は契約書の定めるところにより請負代金から前払金額で既に受領した金額を控除した残額について、日歩十銭以内の違約金を甲に請求することができる。
- ③ 甲が前項の遅滞にあるとき、乙は契約の目的物の引渡しを拒むことができる。
- ④ 甲が遅滞にあるとき、乙が自己のものと同じの注意をして管理してもなお契約の目的物に損害を生じたときは、その損害は甲が負担する。

- ⑤ 甲の遅滞ののち、契約の目的物の引渡しまでの管理のため特に要した費用は甲の負担とする。
- ⑥ 乙が履行の遅滞にあるとき、契約の目的物に生じた損害は乙の負担とし天災その他不可抗力などの理由によってその責を免れることはできない。

第9条（紛争の解決、仲裁）

- ① この契約に関し、甲と乙との間に紛争を生じたときは当事者は建設業法による建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によって、その紛争を解決することが出来る。
- ② 前項の審査会があっせんもしくは調停をしないものとし又はあっせんもしくは調停を打ち切った場合においてその旨の通知を当事者が受けたときは、その紛争を建設業法による建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第10条（補則）

- ① この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙、丙協議のうえ定める。

第11条（合意管轄）

- ① 本契約より生ずる権利義務に関する訴訟については、大分地方裁判所中津支部もしくは、中津簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とすることを双方は合意した。